

広島県契約規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十二月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第七十七号

広島県契約規則等の一部を改正する規則

(広島県契約規則の一部改正)

第一条 広島県契約規則(昭和三十九年広島県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
附則 1―3 (略) 4 当分の間、第十一条第一項及び第十二条第一項に規定する損害賠償金又は同条第二項に規定する利息の割合は、これらの規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合)(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十三条第二項に規定する平均貸付割合をいう。)に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年七・二五パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年七・二五パーセントの割合を加算した割合とする。 5 (略)	附則 1―3 (略) 4 当分の間、第十一条第一項及び第十二条第一項に規定する損害賠償金又は同条第二項に規定する利息の割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年七・二五パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年七・二五パーセントの割合を加算した割合とする。 5 (略)

(広島県公舎管理規則の一部改正)

第二条 広島県公舎管理規則(昭和三十四年広島県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
附則 1―3 (略) 4 当分の間、第十一条第一項に規定する延滞料の割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合)(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十三条第二項に規定する平均貸付割合を	附則 1―3 (略) 4 当分の間、第十一条第一項に規定する延滞料の割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十三条第二項の規定により告示された割合に年

5 (略)	いう。)に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年七・二五パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年七・二五パーセントの割合を加算した割合とする。
5 (略)	一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年七・二五パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年七・二五パーセントの割合を加算した割合とする。

(広島県公有財産管理規則の一部改正)

第三条 広島県公有財産管理規則(昭和三十九年広島県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
附則 1―6 (略) 7 当分の間、第三十八条第一項に規定する延滞料の割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十三条第二項に規定する平均貸付割合をいう。)に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年七・二五パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年七・二五パーセントの割合を加算した割合とする。	附則 1―6 (略) 7 当分の間、第三十八条第一項に規定する延滞料の割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年七・二五パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年七・二五パーセントの割合を加算した割合とする。
8 (略)	8 (略)

(広島県税規則の一部改正)

第四条 広島県税規則(昭和二十九年広島県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(条例第七条の二の県税の収納事務の委託を受けた規則で定める者) 第五条の三 条例第七条の二に規定する県税の収納の事務の委託を受けた規則で定める者は、広島県会計規則(昭和三十九年広島県規則第二十九号)第十五条の二第一項に規定する基準を満たしている者として知事が別に定める者とする。	(条例第七条の二の県税の収納事務の委託を受けた規則で定める者) 第五条の三 条例第七条の二に規定する県税の収納の事務の委託を受けた規則で定める者は、個人事業税又は不動産取得税を納付する場合には、コンビニエンスストア(日本標準産業分類に掲げる細分類五七九一のコンビニエンスストアに属する事業所をいう。)を経営

(納税通知書等の様式) 第六条 (略) 一―七 (略) 八 県税に係る更正又は決定の通知書兼納付 (納入) 通知書 別記様式第十号 第十号 の二 第十号の二の二 第十号の三 第十 号の四 第十号の五 九 (略)	する企業（知事が別に定めるものに限る。以下「コンビニエンスストアを経営する企業」という。）とし、自動車税の種別割を納付する場合に限り、一般社団法人広島県自動車整備振興会（平成二十五年四月一日に社団法人広島県自動車整備振興会を名称変更し、移行したことにより設立された法人をいう。）及びコンビニエンスストアを経営する企業とする。 (納税通知書等の様式) 第六条 (略) 一―七 (略) 八 県税に係る更正又は決定の通知書兼納付 (納入) 通知書 別記様式第十号 第十号 の二 第十号の三 第十号の四 第十号の五 九 (略)
(納付又は納入の委託に使用できる有価証券の種類) 第十一条の十 法第十六条の二第一項（法第七十二条の三十八の二第十二項において準用する場合を含む。）に規定する知事が定める有価証券は、次の各号に掲げる小切手（広島県会計規則第四十九条第一項の規定により現金の納付に代えることのできる小切手を除く。）、約束手形又は為替手形で、その券面金額が納付又は納入すべき徴収金の金額の合計額を超えないものとする。 一―三 (略) 2 (略)	(納付又は納入の委託に使用できる有価証券の種類) 第十一条の十 法第十六条の二第一項（法第七十二条の三十八の二第十二項において準用する場合を含む。）に規定する知事が定める有価証券は、次の各号に掲げる小切手（広島県会計規則（昭和三十九年広島県規則第二十九号）第四十九条第一項の規定により現金の納付に代えることのできる小切手を除く。）、約束手形又は為替手形で、その券面金額が納付又は納入すべき徴収金の金額の合計額を超えないものとする。 一―三 (略) 2 (略)

別記様式第十号の二の次に次の一様式を加える。

第
年 月 日
印

広島県 県税事務所長

法人 県民税
事業税 更正・決定及び加算金の決定通知書兼納付通知書
特別法人事業税

所在地

法人名

様

法人県民税・事業税・特別法人事業税の課税標準額，税額及び加算金額を，県民税については地方税法第55条，事業税については地方税法第72条の39，第72条の41又は第72条の41の2，特別法人事業税については特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第8条，加算金については地方税法第72条の46又は第72条の47の規定により更正・決定しましたから通知します。
（「差引納付すべき額」欄の不足税額及び加算金額を，次により納めてください。）

年度	管 理 番 号	更正・決定納期限
事業年度又は連結事業年度		
年 月 日から 年 月 日まで		
処理		

区 分		更正・決定額	既に納付の確定した額	差引減額した額	差引納付すべき額
法人県民税	税 割 額	円	円	円	円
	均 等 割 額				円
法 人 事業税	所 得 割 額				円
	付 加 価 値 割 額				円
	資 本 割 額				円
	収 入 割 額				円
	合 計 事 業 税 額				円
特別法人事業税	所得割に係る特別法人事業税額				円
	収入割に係る特別法人事業税額				円
	合 計 特 別 法 人 事 業 税 額				円
過 少 申 告 加 算 金					円
不 申 告 加 算 金					円
重 加 算 金					円

更正・決定額算出基礎											
区 分					課税標準額	税率	税 額				
法人県民税	課 税 標 準 となる 個別帰属法人税額又は法人税総額				千円						
	税 割 額					／100	円				
	利 子 割 控 除 額										
	差 引 法 人 税 割 額										
	均 等 割 額										
法人事業税	1号事業又は2号事業	所得割	課 税 標 準 となる 所得金額の総額			千円					
			本県分	年 万円以下の金額			／100				
				年 万円超年 万円以下の金額			／100				
				年 万円超又は軽減税率不適用の金額			／100				
				計							
	付加価値割	課 税 標 準 となる 付加価値額の総額									
		本 県 分	県		分		／100				
			課 税 標 準 となる 資本金等の額の総額								
			本 県 分	県		分		／100			
	収入割	課 税 標 準 となる 収入金額の総額									
		本 県 分		県		分		／100			
			3号事業	所得割	課 税 標 準 となる 所得金額の総額						
					本 県 分	県		分		／100	
	課 税 標 準 となる 付加価値額の総額										
	本 県 分	県				分		／100			
		資本割	課 税 標 準 となる 資本金等の額の総額								
			本 県 分	県		分		／100			
	収入割			課 税 標 準 となる 収入金額の総額							
				本 県 分	県		分		／100		
		合 計									
事業税人		特別法人	1 号 事 業 の 基 準 法 人 所 得 割 額				／100				
	2 号 事 業 の 基 準 法 人 収 入 割 額				／100						
	3 号 事 業 の 基 準 法 人 収 入 割 額				／100						
	合 計										

申告等区分		
予定・中間・みなす	年 月 日	
確定・決定	年 月 日	
修正・更正・是認	年 月 日	
再修正・再更正・是認	年 月 日	

分割基準		
法人県民税		
区 分	従 業 者 数	
総 数	人	
本県分	人	
法人事業税		
区 分	従 業 者 数	
総 数	人	
本県分	人	
区 分	固定資産の価額・事務所又は事業所数・軌道の延長キロメートル数	
総 数		
本県分		

加算金	処理年月日，処理区分，法人事業税額及び特別法人事業税額	年 月 日		差引対象法人事業税額		差引対象特別法人事業税額	
		年 月 日		円		円	
	区 分		対 象 税 額		率	確 定 額	
	加 算 金		円		／100	円	
					／100		
	重 加 算 金				／100		

重加対象課税標準額の総額	
所 得 金 額	
付 加 価 値 額	
資本金等の額	
収 入 金 額	

納付場所

- (注) 1 1号事業とは地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業を、2号事業とは同項第2号に掲げる事業を、3号事業とは同項第3号に掲げる事業をいいます。
- 2 この通知書による不足税額、加算金額のほかに法定納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(この通知書による更正・決定の納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。
- なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。
- 3 法人税法第75条の2第1項の規定によつて確定申告書の提出期限が延長された法人又は地方税法第72条の25第3項若しくは第5項の規定(特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第8条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合を含む。)によつて納期限の延長の承認を受けている法人にあつては、事業年度終了の日後2月を経過した日から延長された納期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合(又は地方税法附則第3条の2の2により定められる割合)を乗じて計算した金額を加算してください。
- 4 県民税については地方税法第56条第3項及び第4項、事業税については同法第72条の44第3項及び第4項の規定(特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第8条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合を含む。)により延滞金の計算の基礎となる期間から控除される期間があります。
- 5 延滞金の金額が1,000円未満の場合は全額を切り捨て、1,000円以上の場合は100円未満の端数を切り捨ててください。
- 6 この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができます。
- なお、審査請求書は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。
- また、この処分の取消しを求める訴えは審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、裁決を経た後は、その裁決のあつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、広島県(代表者広島県知事)を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。
- ただし、①審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には、裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 備考1 不足税額がない場合は、納付の通知はしないものとし、この通知書は、(注)2から(注)5までを削り、(注)6を(注)2とした上、更正・決定通知書として使用する。
- 2 繰上徴収する場合は、「更正・決定納期限」欄に更正・決定の納期限のほかに、繰上徴収する旨及びその納期限を記載する。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記様式第四十四号の六及び別記様式第四十四号の七を次のように改める。

様式第 44 号の 6 (第 25 条の 3 関係)

第 年 月 日 号										
所在地 法人名 様 広島県 県税事務所長 印										
法人事業税・特別法人事業税の更正の請求をする旨の届出があつたことの証明書										
地方税法第 72 条の 48 の 2 第 4 項の規定により，次のとおり法人事業税・特別法人事業税の更正の請求をする旨の届出があつたことを証明します。										
届 出 が あ つ た 年 月 日			年 月 日							
届出をした法人		名 称								
		主たる事務所又は事業所の所在地								
事業年度			年 月 日から 年 月 日まで							
事務所又は事業所の所在地	区 分			更正の請求前			更正の請求後			更正後の県民税分割課税標準額
				分割基準	分割課税標準額	税 額	分割基準	分割課税標準額	税 額	
第一項第一号又は第二号に掲げる事業 地方税法第七十二条の二	法人事業税	所得割		円	円			円	円	円
		付加価値割								
		資本割								
		収入割								
		特別法人事業税								
	法人事業税	所得割								
		付加価値割								
		資本割								
		収入割								
		特別法人事業税								
第一項第一号又は第二号に掲げる事業 地方税法第七十二条の二	法人事業税	所得割								
		付加価値割								
		資本割								
		収入割								
		特別法人事業税								
	法人事業税	所得割								
		付加価値割								
		資本割								
		収入割								
		特別法人事業税								
分割基準に誤りを生じた事情の詳細										

備考 用紙の大きさは，日本産業規格 A 列 4 とし，別記様式第 44 号の 7 及び広島県税事務取扱規則別記様式第 11 号の 2 と複写式に印刷する。

様式第 44 号の 7 (第 25 条の 3 関係)

年 月 日										
知事 様										
広島県 県税事務所長 印										
法人事業税・特別法人事業税の更正の請求をする旨の届出があつたことのお知らせ										
地方税法第 72 条の 48 の 2 第 4 項の規定により、次のとおり法人事業税・特別法人事業税の更正の請求をする旨の届出がありました。										
届 出 が あ つ た 年 月 日				年 月 日						
届出をした法人		名 称								
		主たる事務所又は事業所の所在地								
事業年度				年 月 日から 年 月 日まで						
事務所又は事業所の所在地	区 分			更正の請求前			更正の請求後			更正後の県民税分割課税標準額
				分割基準	分割課税標準額	税 額	分割基準	分割課税標準額	税 額	
地方税法第七十二条の二に掲げる事業 第一項第一号又は第二号 業	法人事業税	所得割		円	円		円	円	円	
		付加価値割								
		資本割								
		収入割								
		特別法人事業税								
	法人事業税	所得割								
		付加価値割								
		資本割								
		収入割								
		特別法人事業税								
地方税法第七十二条の二に掲げる事業 第一項第一号又は第二号 業	法人事業税	所得割								
		付加価値割								
		資本割								
		収入割								
		特別法人事業税								
	法人事業税	所得割								
		付加価値割								
		資本割								
		収入割								
		特別法人事業税								
分割基準に誤りを生じた事情の詳細										

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とし、別記様式第 44 号の6及び広島県税事務取扱規則別記様式第 11 号の2と複写式に印刷する。

第五条 広島県税規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
蓋 印 様式第10号（附則第4条関係） (略) 地方税法施行令附則第10条第16項の規定 による受贈者又は贈与者の死亡届出書 地方税法施行令附則第10条第16項の規定により 受贈者 贈与者 が死亡した ことを届け出ます。 なお、地方税法附則第12条第3項の規定により、不動産取得税を 免除してください。 (略) 備考 （略）	蓋 印 様式第10号（附則第4条関係） (略) 地方税法施行令附則第10条第13項の規定 による受贈者又は贈与者の死亡届出書 地方税法施行令附則第10条第13項の規定により 受贈者 贈与者 が死亡した ことを届け出ます。 なお、地方税法附則第12条第3項の規定により、不動産取得税を 免除してください。 (略) 備考 （略）

様式第5号（第6条関係）

（表） （略）

（裏）

- （注） 1 この 税は、地方税法第 条及び広島県税条例第 条の規定により賦課したものですから、納期限までに納付してください。
- 2 納期限までに納付しなかった場合は、督促及び滞納処分が行われるほか、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。
- なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。

3—5 （略）

様式第5号（第6条関係）

（表） （略）

（裏）

- （注） 1 この 税は、地方税法第 条及び広島県税条例第 条の規定によつて賦課したものですから、納期限までに納付してください。
- 2 納期限までに納付しなかった場合は、督促及び滞納処分が行われるほか、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。
- なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。

3—5 （略）

様式第5号の2の2（第6条関係）

（表） （略）

（裏）

- 1 この個人事業税は、地方税法第72条の2及び広島県税条例第47条の規定により賦課したものですから、納期限までに納付してください。
- 2 納期限までに納付しなかった場合は、督促及び滞納処分が行われるほか、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。
- なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。

3・4 （略）

（略）

（
略）
（
略）

様式第5号の2の2（第6条関係）

（表） （略）

（裏）

- 1 この個人事業税は、地方税法第72条の2及び広島県税条例第47条の規定によつて賦課したものですから、納期限までに納付してください。
- 2 納期限までに納付しなかった場合は、督促及び滞納処分が行われるほか、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。
- なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。

3・4 （略）

（略）

（
略）
（
略）

様式第5号の3（第6条関係）

(表)	
1 この個人事業税は、地方税法第72条の2及び広島県税条例第47条の規定により賦課したものですから、納期限までに納付してください。 2 納期限までに納付しなかった場合は、督促及び滞納処分が行われるほか、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「<u>延滞金特例基準割合</u>」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における<u>延滞金特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。 なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。 3・4 (略)	(略)
備考 (略)	
(裏) (略)	

様式第5号の3（第6条関係）

(表)	
1 この個人事業税は、地方税法第72条の2及び広島県税条例第47条の規定によつて賦課したものですから、納期限までに納付してください。 2 納期限までに納付しなかった場合は、督促及び滞納処分が行われるほか、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「<u>特例基準割合</u>」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「<u>特例基準割合適用年</u>」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合適用年</u>における<u>特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。 なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。 3・4 (略)	(略)
備考 (略)	
(裏) (略)	

様式第5号の4の2（第6条関係）

（表）（略）

（裏）

- 1 この個人事業税は、地方税法第72条の2及び広島県税条例第47条の規定により賦課したものですから、納期限までに納付してください。
- 2 納期限までに納付しなかった場合は、督促及び滞納処分が行われるほか、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。

なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。

3・4 （略）

（略）

（略）
（略）

様式第5号の4の2（第6条関係）

（表）（略）

（裏）

- 1 この個人事業税は、地方税法第72条の2及び広島県税条例第47条の規定によつて賦課したものですから、納期限までに納付してください。
- 2 納期限までに納付しなかった場合は、督促及び滞納処分が行われるほか、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。

なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。

3・4 （略）

（略）

（略）
（略）

様式第5号の5（第6条関係）

（表） （略）

（裏）

- （注） 1 この個人事業税は、地方税法第72条の2及び広島県税条例第47条の規定により賦課したものですから、納期限までに納付してください。
- 2 納期限までに納付しなかった場合は、督促及び滞納処分が行われるほか、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。
- なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。

3—5 （略）

様式第5号の5（第6条関係）

（表） （略）

（裏）

- （注） 1 この個人事業税は、地方税法第72条の2及び広島県税条例第47条の規定によつて賦課したものですから、納期限までに納付してください。
- 2 納期限までに納付しなかった場合は、督促及び滞納処分が行われるほか、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。
- なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。

3—5 （略）

様式第5号の6の2（第6条関係）

（表）（略）

（裏）

- 1 この不動産取得税は、地方税法第73条の2及び広島県税条例第56条の規定により賦課したものですから、納期限までに納付してください。
- 2 納期限までに納付しなかった場合は、督促及び滞納処分が行われるほか、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。

なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。

3・4 （略）

（略）

（略）
（略）

様式第5号の6の2（第6条関係）

（表）（略）

（裏）

- 1 この不動産取得税は、地方税法第73条の2及び広島県税条例第56条の規定によつて賦課したものですから、納期限までに納付してください。
- 2 納期限までに納付しなかった場合は、督促及び滞納処分が行われるほか、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。

なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。

3・4 （略）

（略）

（略）
（略）

様式第5号の7（第6条関係）

（表） （略）

（裏）

- 1 この不動産取得税は、地方税法第73条の2及び広島県税条例第56条の規定により賦課したものですから、納期限までに納付してください。
- 2 納期限までに納付しなかった場合は、督促及び滞納処分が行われるほか、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。
なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。

3・4 （略）

（略）

様式第5号の7（第6条関係）

（表） （略）

（裏）

- 1 この不動産取得税は、地方税法第73条の2及び広島県税条例第56条の規定によつて賦課したものですから、納期限までに納付してください。
- 2 納期限までに納付しなかった場合は、督促及び滞納処分が行われるほか、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。
なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。

3・4 （略）

（略）

様式第5号の7の2（第6条関係）

（表）（略）

（裏）

- 1 この不動産取得税は、地方税法第73条の2及び広島県税条例第56条の規定により賦課したものですから、納期限までに納付してください。
- 2 納期限までに納付しなかった場合は、督促及び滞納処分が行われるほか、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。
なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。

3・4 （略）

（略）

様式第5号の7の2（第6条関係）

（表）（略）

（裏）

- 1 この不動産取得税は、地方税法第73条の2及び広島県税条例第56条の規定によつて賦課したものですから、納期限までに納付してください。
- 2 納期限までに納付しなかった場合は、督促及び滞納処分が行われるほか、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。
なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。

3・4 （略）

（略）

様式第5号の8（第6条関係）

（表） （略）

（裏）

- 1 この自動車税種別割は、地方税法第146条又は第147条及び広島県税条例第113条又は第113条の2の規定により賦課したものですから、納期限までに納付してください。
- 2 納期限までに納付しなかつた場合は、督促及び滞納処分が行われるほか、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。

なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。

3—5 （略）

（略）

（略）
（略）

様式第5号の8（第6条関係）

（表） （略）

（裏）

- 1 この自動車税種別割は、地方税法第146条第1項及び第3項並びに第147条第1項の規定によつて賦課したものですから、納期限までに納付してください。
- 2 納期限までに納付しなかつた場合は、督促及び滞納処分が行われるほか、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。

なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。

3—5 （略）

（略）

（略）
（略）

様式第5号の9（第6条関係）

(表)	
1 この自動車税種別割は、<u>地方税法第146条又は第147条及び広島県税条例第113条又は第113条の2の規定により賦課したものですから、納期限までに納付してください。</u> 2 納期限までに納付しなかった場合は、督促及び滞納処分が行われるほか、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「<u>延滞金特例基準割合</u>」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における<u>延滞金特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。 なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。 3・4 (略)	(略)
備考 (略)	
(裏) (略)	

様式第5号の9（第6条関係）

(表)	
1 この自動車税種別割は、<u>地方税法第146条第1項及び第3項並びに第147条第1項の規定によつて賦課したものですから、納期限までに納付してください。</u> 2 納期限までに納付しなかった場合は、督促及び滞納処分が行われるほか、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該年の<u>前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「<u>特例基準割合</u>」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「<u>特例基準割合適用年</u>」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合適用年</u>における<u>特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。 なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。 3・4 (略)	(略)
備考 (略)	
(裏) (略)	

様式第5号の9の2（第6条関係）

（略）
付表

- 1 この自動車税種別割は、地方税法第146条又は第147条及び広島県税条例第113条又は第113条の2の規定により賦課したものですから，納期限までに納付してください。
- 2 納期限までに納付しなかった場合は，督促及び滞納処分が行われるほか，納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ，税額（税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは，その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については，年7.3パーセント）の割合（当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には，その年中においては，年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし，年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には，年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。
なお，年当たりの割合は，うるう年の日を含む期間についても，365日当たりの割合として計算してください。

3・4 （略）

備考 （略）

様式第5号の9の2（第6条関係）

（略）
付表

- 1 この自動車税種別割は，地方税法第146条第1項及び第3項並びに第147条第1項の規定によつて賦課したものですから，納期限までに納付してください。
- 2 納期限までに納付しなかった場合は，督促及び滞納処分が行われるほか，納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ，税額（税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは，その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については，年7.3パーセント）の割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には，その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては，年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし，年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には，年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。

なお，年当たりの割合は，うるう年の日を含む期間についても，365日当たりの割合として計算してください。

3・4 （略）

備考 （略）

様式第5号の9の3（第6条関係）

（表） （略）

（裏）

（略）

- 1 この自動車税種別割は、地方税法第146条又は第147条及び広島県税条例第113条又は第113条の2の規定により賦課したものですから、納期限までに納付してください。
- 2 納期限までに納付しなかつた場合は、督促及び滞納処分が行われるほか、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。
 なお、年当たりの場合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。

3—5 （略）

様式第5号の9の3（第6条関係）

（表） （略）

（裏）

（略）

- 1 この自動車税種別割は、地方税法第146条第1項及び第3項並びに第147条第1項の規定によつて賦課したものですから、納期限までに納付してください。
- 2 納期限までに納付しなかつた場合は、督促及び滞納処分が行われるほか、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。
 なお、年当たりの場合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。

3—5 （略）

様式第5号の9の4（第6条関係）

（略）
付表

- 1 この自動車税種別割は、地方税法第146条又は第147条及び広島県税条例第113条又は第113条の2の規定により賦課したものですから、納期限までに納付してください。
- 2 納期限までに納付しなかった場合は、督促及び滞納処分が行われるほか、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。
なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。

3—5 （略）

備考 （略）

様式第5号の9の4（第6条関係）

（略）
付表

- 1 この自動車税種別割は、地方税法第146条第1項及び第3項並びに第147条第1項の規定によつて賦課したものですから、納期限までに納付してください。
- 2 納期限までに納付しなかった場合は、督促及び滞納処分が行われるほか、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。

なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。

3—5 （略）

備考 （略）

様式第5号の10（第6条関係）

（表） （略）

（裏）

- （注） 1 この自動車税種別割は、地方税法第146条又は第147条及び広島県税条例第113条又は第113条の2の規定により賦課したものですから、納期限までに納付してください。
- 2 納期限までに納付しなかった場合は、督促及び滞納処分が行われるほか、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。
- なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。

3—5 （略）

様式第5号の10（第6条関係）

（表） （略）

（裏）

- （注） 1 この自動車税種別割は、地方税法第146条第1項及び第3項並びに第147条第1項の規定によつて賦課したものですから、納期限までに納付してください。
- 2 納期限までに納付しなかった場合は、督促及び滞納処分が行われるほか、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。
- なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。

3—5 （略）

様式第5号の10の2（第6条関係）

（表）（略）

（裏）

- 1 この自動車税種別割は、地方税法第146条又は第147条及び広島県税条例第113条又は第113条の2の規定により賦課したものですから、納期限までに納付してください。
- 2 納期限までに納付しなかつた場合は、督促及び滞納処分が行われるほか、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。

なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。

3・4 （略）

（略）

（略）
（略）

様式第5号の10の2（第6条関係）

（表）（略）

（裏）

- 1 この自動車税種別割は、地方税法第146条第1項及び第3項並びに第147条第1項の規定によつて賦課したものですから、納期限までに納付してください。
- 2 納期限までに納付しなかつた場合は、督促及び滞納処分が行われるほか、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。

なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。

3・4 （略）

（略）

（略）
（略）

様式第5号の11（第6条関係）

（表） （略）

（裏）

- （注） 1 この自動車税種別割は、地方税法第146条又は第147条及び広島県税条例第113条又は第113条の2の規定により賦課したものであるから、納期限までに納付してください。
- 2 納期限までに納付しなかった場合は、督促及び滞納処分が行われるほか、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。
- なお、年当たりの場合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。

3—5 （略）

様式第5号の11（第6条関係）

（表） （略）

（裏）

- （注） 1 この自動車税種別割は、地方税法第146条第1項及び第3項並びに第147条第1項の規定によつて賦課したものであるから、納期限までに納付してください。
- 2 納期限までに納付しなかった場合は、督促及び滞納処分が行われるほか、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。
- なお、年当たりの場合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。

3—5 （略）

様式第5号の12（第6条関係）

（表） （略）

（裏）

（注）

- 1 この鉾区税は、地方税法第178条及び広島県税条例第123条の規定により賦課したものですから、納期限までに納付してください。
- 2 納期限までに納付しなかった場合は、督促及び滞納処分が行われるほか、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。

なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。

3—5 （略）

（略）
（略）

様式第5号の12（第6条関係）

（表） （略）

（裏）

（注）

- 1 この鉾区税は、地方税法第178条及び広島県税条例第123条の規定によつて賦課したものですから、納期限までに納付してください。
- 2 納期限までに納付しなかった場合は、督促及び滞納処分が行われるほか、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。

なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。

3—5 （略）

（略）
（略）

様式第5号の13 (第6条関係)

(表) (略)

(裏)

- (注) 1 この固定資産税は、地方税法第740条、第745条第1項の規定により準用する第343条第1項及び広島県税条例第136条の規定により賦課したものですから、納期限までに納付してください。
- 2 納期限までに納付しなかった場合は、督促及び滞納処分が行われるほか、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期限については、年7.3パーセント)の割合(当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。
- なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。

3—5 (略)

様式第5号の13 (第6条関係)

(表) (略)

(裏)

- (注) 1 この固定資産税は、地方税法第740条、第745条第1項の規定により準用する第343条第1項及び広島県税条例第136条の規定によつて賦課したものですから、納期限までに納付してください。
- 2 納期限までに納付しなかった場合は、督促及び滞納処分が行われるほか、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期限については、年7.3パーセント)の割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。
- なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。

3—5 (略)

様式第5号の13の2（第6条関係）

納税通知書 (略)

(注) 1 本税は、地方税法第144条の22第4項又は同法第144条の25第5項及び広島県税条例第109条第2項の規定により賦課したものですから、納期限までに納付してください。

2 納期限までに納付しなかった場合は、督促及び滞納処分が行われるほか、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。

なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。

3・4 (略)

備考 (略)

様式第5号の13の2（第6条関係）

納税通知書 (略)

(注) 1 本税は、地方税法第144条の22第4項又は同法第144条の25第5項の規定によつて賦課したものですから、納期限までに納付してください。

2 納期限までに納付しなかった場合は、督促及び滞納処分が行われるほか、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。

なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。

3・4 (略)

備考 (略)

様式第6号の2の2（第6条関係）

（表）（略）

（裏）

- 1 この個人事業税は、地方税法第72条の2及び広島県税条例第47条の規定により賦課したものですから、納期限までに納付してください。
- 2 納期限までに納付しなかった場合は、督促及び滞納処分が行われるほか、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。
- なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。

3 （略）

（略）

（略）
（略）

様式第6号の2の2（第6条関係）

（表）（略）

（裏）

- 1 この個人事業税は、地方税法第72条の2及び広島県税条例第47条の規定によつて賦課したものですから、納期限までに納付してください。
- 2 納期限までに納付しなかった場合は、督促及び滞納処分が行われるほか、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。))中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。
- なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。

3 （略）

（略）

（略）
（略）

様式第10号（第6条関係）

利子割 県民税 配当割 株式等譲渡所得割	更正・決定通知書兼納入通知書	(略)
(略)		
(注) 1 この通知書による不足税額，加算金額のほかに法定納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ，税額(税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは，その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(この通知書による更正・決定の納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については，年7.3パーセント)の割合(平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については，当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には，その年中においては，年7.3パーセントの割合にあつては，当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については，当該期間の属する各年の前年に <u>所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）</u> による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には，その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては，年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし，年7.3パーセントの割合に		(略)

様式第10号（第6条関係）

利子割 県民税 配当割 株式等譲渡所得割	更正・決定通知書兼納入通知書	(略)
(略)		
(注) 1 この通知書による不足税額，加算金額のほかに法定納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ，税額(税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは，その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(この通知書による更正・決定の納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については，年7.3パーセント)の割合(平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については，当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には，その年中においては，年7.3パーセントの割合にあつては，当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後の期間については，当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には，その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては，年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし，年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3		(略)

あつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。

なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。

2・3 （略）

備考 （略）

パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。

なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。

2・3 （略）

備考 （略）

様式第10号の2（第6条関係）

（表） （略）

（裏）

（注） 1 この通知書による不足税額，加算金額のほか法定納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ，税額（税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは，その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（この通知書による更正・決定の納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については，年7.3パーセント）の割合（令和2年12月31日までの期間については，当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には，その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては，年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし，年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には，年7.3パーセントの割合）とします。令和3年1月1日以後の期間については，当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には，その年中においては，年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし，年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には，年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。

なお，年当たりの割合は，うるう年の日を含む期間についても，365日当たりの割合として計算してください。

様式第10号の2（第6条関係）

（表） （略）

（裏）

（注） 1 この通知書による不足税額，加算金額のほか法定納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ，税額（税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは，その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（この通知書による更正・決定の納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については，年7.3パーセント）の割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には，その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては，年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし，年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には，年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。

なお，年当たりの割合は，うるう年の日を含む期間についても，365日当たりの割合として計算してください。

2—5 (略)

備考 (略)

2—5 (略)

備考 (略)

様式第10号の2の2（第6条関係）

（表） （略）

（裏）

（注） 1 （略）

2 この通知書による不足税額，加算金額のほかに法定納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ，税額（税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは，その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（この通知書による更正・決定の納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については，年7.3パーセント）の割合（令和2年12月31日までの期間については，当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には，その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては，年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし，年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には，年7.3パーセントの割合）とします。令和3年1月1日以後の期間については，当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には，その年中においては，年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし，年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には，年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。

なお，年当たりの割合は，うるう年の日を含む期間について

様式第10号の2の2（第6条関係）

（表） （略）

（裏）

（注） 1 （略）

2 この通知書による不足税額，加算金額のほかに法定納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ，税額（税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは，その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（この通知書による更正・決定の納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については，年7.3パーセント）の割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には，その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては，年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし，年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には，年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。

なお，年当たりの割合は，うるう年の日を含む期間についても，365日当たりの割合として計算してください。

も、365日当たりの割合として計算してください。
3—6 (略)

備考 (略)

3—6 (略)

備考 (略)

様式第10号の3（第6条関係）

（表） （略）

（裏）

（注） 1 この通知書による不足税額，加算金額のほかに法定納期限の翌日から納付（納入）の日までの期間の日数に応じ，税額（税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは，その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（この通知書による更正・決定の納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については，年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については，当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には，その年中においては，年7.3パーセントの割合にあつては，当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については，当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には，その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては，年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし，年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には，年7.3パーセントの割合）とします。令和3年1月1日以後の期間については，当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には，その年中においては，年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3

様式第10号の3（第6条関係）

（表） （略）

（裏）

（注） 1 この通知書による不足税額，加算金額のほかに法定納期限の翌日から納付（納入）の日までの期間の日数に応じ，税額（税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは，その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（この通知書による更正・決定の納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については，年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については，当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には，その年中においては，年7.3パーセントの割合にあつては，当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後の期間については，当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には，その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては，年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし，年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には，年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。

なお，年当たりの割合は，うるう年の日を含む期間についても，365日当たりの割合として計算してください。

パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を
乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。

なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。

2・3 （略）

備考 （略）

2・3 （略）

備考 （略）

様式第10号の4（第6条関係）

(略)	更正・決定及び加算金の決定通知書兼納入（納付）通知書	(略)
-----	----------------------------	-----

(略)

(注) 1 この通知書による不足税額，加算金額のほかに法定納期限の翌日から納入(付)の日までの期間の日数に応じ，税額(税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは，その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(この通知書による更正・決定の納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については，年7.3パーセント)の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については，当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には，その年中においては，年7.3パーセントの割合にあつては，当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については，当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には，その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては，年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし，年7.3パーセントの割

(略)

様式第10号の4（第6条関係）

(略)	更正・決定及び加算金の決定通知書兼納入（納付）通知書	(略)
-----	----------------------------	-----

(略)

(注) 1 この通知書による不足税額，加算金額のほかに法定納期限の翌日から納入(付)の日までの期間の日数に応じ，税額(税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは，その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(この通知書による更正・決定の納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については，年7.3パーセント)の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については，当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には，その年中においては，年7.3パーセントの割合にあつては，当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後の期間については，当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には，その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては，年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし，年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が

(略)

合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。

なお、年当りの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。

2・3 （略）

備考 （略）

年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。

なお、年当りの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。

2・3 （略）

備考 （略）

様式第10号の5（第6条関係）

（表） （略）

（裏）

（注） 1 この通知書による不足税額，加算金額のほか法定納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ，税額（税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは，その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（この通知書による更正・決定の納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については，年7.3パーセント）の割合（令和2年12月31日までの期間については，当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には，その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては，年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし，年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には，年7.3パーセントの割合）とします。令和3年1月1日以後の期間については，当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には，その年中においては，年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし，年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には，年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。

2・3 （略）

様式第10号の5（第6条関係）

（表） （略）

（裏）

（注） 1 この通知書による不足税額，加算金額のほか法定納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ，税額（税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは，その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（この通知書による更正・決定の納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については，年7.3パーセント）の割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には，その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては，年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし，年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には，年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。

なお，年当たりの割合は，うるう年の日を含む期間についても，365日当たりの割合として計算してください。

2・3 （略）

様式第11号（第6条関係）

（表） （略）

（裏）

（注） 1 （略）

2 延滞金の計算方法

- (1) 納期限（法定納期限）の翌日から納付（納入）の日までの期間の日数に応じ、税額（税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間（この督促に係る納期限までの期間及びその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間）については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割

様式第11号（第6条関係）

（表） （略）

（裏）

（注） 1 （略）

2 延滞金の計算方法

- (1) 納期限（法定納期限）の翌日から納付（納入）の日までの期間の日数に応じ、税額（税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間（この督促に係る納期限までの期間及びその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間）については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。

なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。

合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。

なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。

(2) (略)

3・4 (略)

(2) (略)

3・4 (略)

様式第11号の2（第6条関係）

（表）（略）

（裏）

（注）

1 （略）

2 延滞金の計算方法

- (1) 法定納期限の翌日から納付までの期間の日数に応じ、税額(税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(この督促に係る納期限までの期間及びその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。

((略略))

様式第11号の2（第6条関係）

（表）（略）

（裏）

（注）

1 （略）

2 延滞金の計算方法

- (1) 法定納期限の翌日から納付までの期間の日数に応じ、税額(税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(この督促に係る納期限までの期間及びその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。

((略略))

令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。

なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。

(2)―(4) (略)

※ (略)

3・4 (略)

なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。

(2)―(4) (略)

※ (略)

3・4 (略)

様式第11号の4（第6条関係）

（表） （略）

（裏）

（注）

1 （略）

2 延滞金の計算方法

(1) 納期限(法定納期限)の翌日から納付(納入)の日までの期間の日数に応じ、税額(税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間(この督促に係る納期限までの期間及びその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間)については、年7.3パーセント)の割合(平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞

様式第11号の4（第6条関係）

（表） （略）

（裏）

（注）

1 （略）

2 延滞金の計算方法

(1) 納期限(法定納期限)の翌日から納付(納入)の日までの期間の日数に応じ、税額(税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間(この督促に係る納期限までの期間及びその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間)については、年7.3パーセント)の割合(平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。

なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。

金特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。

なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。

(2) (略)

3・4 (略)

(2) (略)

3・4 (略)

様式第11号の5（第6条関係）

（表）（略）

（裏）

（注）

1 （略）

2 延滞金の計算方法

(1) 納期限の翌日から納付（納入）の日までの期間の日数に応じ、税額（税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2

（（略略））

様式第11号の5（第6条関係）

（表）（略）

（裏）

（注）

1 （略）

2 延滞金の計算方法

(1) 納期限の翌日から納付（納入）の日までの期間の日数に応じ、税額（税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付（納入）してください。
なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間に

（（略略））

項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付（納入）してください。

なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。

(2) (略)
3・4 (略)

についても、365日当たりの割合として計算してください。

(2) (略)
3・4 (略)

様式第11号の6（第6条関係）

（表）（略）

（裏）

- 1 （略）
- 2 延滞金の計算方法
- (1) 納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第

（（略略））

様式第11号の6（第6条関係）

（表）（略）

（裏）

- 1 （略）
- 2 延滞金の計算方法
- (1) 納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。
- なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してくだ

（（略略））

93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。

なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。

(2) (略)

3 (略)

(略)

さい。

(2) (略)

3 (略)

(略)

様式第11号の6の2（第6条関係）

（表）（略）

（裏）

- 1（略）
- 2 延滞金の計算方法
- (1) 納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第

（（略略））

様式第11号の6の2（第6条関係）

（表）（略）

（裏）

- 1（略）
- 2 延滞金の計算方法
- (1) 納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。
なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してくだ

（（略略））

93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。

なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。

(2) (略)

3 (略)

(略)

さい。

(2) (略)

3 (略)

(略)

様式第11号の7（第6条関係）

（表） （略）

（裏）

（注） 1 （略）

2 延滞金の計算方法

- (1) 納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。

様式第11号の7（第6条関係）

（表） （略）

（裏）

（注） 1 （略）

2 延滞金の計算方法

- (1) 納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。

なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。

なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。

(2) (略)

3・4 (略)

◎ (略)

(2) (略)

3・4 (略)

◎ (略)

様式第11号の8（第6条関係）

(表) (略)

(裏)

(注) 1 (略)

2 延滞金の計算方法

- (1) 納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その

様式第11号の8（第6条関係）

(表) (略)

(裏)

(注) 1 (略)

2 延滞金の計算方法

- (1) 納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。

なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。

年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその
年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を
加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該
延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合
（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合
には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算
した金額に相当する延滞金額を納付してください。

なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間につ
いても、365日当たりの割合として計算してください。

(2) (略)
3・4 (略)

(2) (略)
3・4 (略)

様式第22号（第14条関係）

（表） （略）

（裏）

（注） 1 還付加算金の計算方法

（1） （略）

（2） 還付加算金は、過誤納金等の金額に年7.3パーセント（当該期間のうち令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合（以下「還付加算金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該還付加算金特例基準割合）の割合を乗じて計算します。

なお、平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、過誤納金等の金額に当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合を乗じて計算します。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合）の割合を乗じて計算します。

（3） （略）

2 （略）

様式第22号（第14条関係）

（表） （略）

（裏）

（注） 1 還付加算金の計算方法

（1） （略）

（2） 還付加算金は、過誤納金等の金額に年7.3パーセント（当該期間のうち平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合）の割合を乗じて計算します。

なお、平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、過誤納金等の金額に当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合を乗じて計算します。

（3） （略）

2 （略）

様式第24号（第15条関係）

（表） （略）

（裏）

（注） 1 還付加算金の計算方法

（1） （略）

（2） 還付加算金は、過誤納金等の金額に年7.3パーセント（当該期間のうち令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合（以下「還付加算金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該還付加算金特例基準割合）の割合を乗じて計算します。

なお、平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、過誤納金等の金額に当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合を乗じて計算します。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合）の割合を乗じて計算します。

（3） （略）

2 （略）

様式第24号（第15条関係）

（表） （略）

（裏）

（注） 1 還付加算金の計算方法

（1） （略）

（2） 還付加算金は、過誤納金等の金額に年7.3パーセント（当該期間のうち平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合）の割合を乗じて計算します。

なお、平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、過誤納金等の金額に当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合を乗じて計算します。

（3） （略）

2 （略）

様式第39号の2（第23条関係）

(略)	
年度個人の県民税賦課報告書	
(略)	
(略)	
県民税の払込特定 按分率	(略)
(略)	
(注) 1—4 (略)	
5 県民税の <u>払込特定按分率</u> については、現年課税分(本年度分及び過年度分)の当該年度の収入額となるべき課税額(当該年度の調定額)の合計額によつて算定することとし、分離課税に係る所得割額は除いて算定することに留意すること。	
6・7 (略)	
8 <u>特定按分率</u> は、市にあつては小数点以下8位、町にあつては小数点以下6位までとし、これ以下は切り捨てること。	
9 (略)	
備考 (略)	

様式第39号の2（第23条関係）

(略)	
年度個人の県民税賦課報告書	
(略)	
(略)	
県民税の払込特定 案分率	(略)
(略)	
(注) 1—4 (略)	
5 県民税の <u>払込特定案分率</u> については、現年課税分(本年度分及び過年度分)の当該年度の収入額となるべき課税額(当該年度の調定額)の合計額によつて算定することとし、分離課税に係る所得割額は除いて算定することに留意すること。	
6・7 (略)	
8 <u>特定あん分率</u> は、市にあつては小数点以下8位、町にあつては小数点以下6位までとし、これ以下は切り捨てること。	
9 (略)	
備考 (略)	

様式第39号の3（第23条関係）

(略)		
年度個人の県民税賦課異動報告書		
(略)		
(略)		
県民税の <u>払込</u> <u>按分率</u>	年 月 日 現 在の <u>特定按分率</u> 0	(M) <u>確定按分率</u> － $\frac{(F)+(F')}{((F)+(F')) + ((L)+(L'))}$
		=0

(注) 1—4 (略)

5 県民税の払込みの確定按分率については、現年課税(本年度分及び過年度分)の当該年度の収入額となるべき課税額(当該年度の調定額)の合計額によつて算出することとし、分離課税に係る所得割額を含めること。

6 (略)

7 払込按分率は、市にあつては小数点以下8位、町にあつては小数点以下6位までとし、これ以下は切り捨てること。

8 (略)

備考 (略)

様式第39号の3（第23条関係）

(略)		
年度個人の県民税賦課異動報告書		
(略)		
(略)		
県民税の <u>払込</u> <u>あん分率</u>	年 月 日 現 在の <u>特定あん分率</u> 0	(M) <u>確定あん分率</u> － $\frac{(F)+(F')}{((F)+(F')) + ((L)+(L'))}$
		=0

(注) 1—4 (略)

5 県民税の払込みの確定案分率については、現年課税(本年度分及び過年度分)の当該年度の収入額となるべき課税額(当該年度の調定額)の合計額によつて算出することとし、分離課税に係る所得割額を含めること。

6 (略)

7 払込あん分率は、市にあつては小数点以下8位、町にあつては小数点以下6位までとし、これ以下は切り捨てること。

8 (略)

備考 (略)

様式第40号（第23条関係）

(略)					
年度 月分個人の県民税の収入額等報告書					
(略)					
区 分	(略)	県民税の払込額		(略)	(略)
	(略)	払い込むべき 累計額 (③× 按分率) ④	(略)		
(略)					
県民税の払込按分率		(略)			

(注) (略)

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第42号（第23条関係）

(略)	
個人の県民税徴収取扱費交付計算書	
(略)	
(略)	

(注) 1—3 (略)

4 2から5までの「乗率」欄には、当該徴収取扱費の交付の対象となる期間に適用する県民税の払込按分率を記入すること。

5—7 (略)

備考 (略)

様式第40号（第23条関係）

(略)					
年度 月分個人の県民税の収入額等報告書					
(略)					
区 分	(略)	県民税の払込額		(略)	(略)
	(略)	払い込むべき 累計額 (③× 案分率) ④	(略)		
(略)					
県民税の払込案分率		(略)			

(注) (略)

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列5とする。

様式第42号（第23条関係）

(略)	
個人の県民税徴収取扱費交付計算書	
(略)	
(略)	

(注) 1—3 (略)

4 2から5までの「乗率」欄には、当該徴収取扱費の交付の対象となる期間に適用する県民税の払込案分率を記入すること。

5—7 (略)

備考 (略)

様式第42号の2（第23条の2 関係）

(略)			
個人の県民税の課税額調書			
(略)			
(略)	県民税の <u>払込</u> 按分率	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)			
(注)	(略)		
備考	(略)		

付表1・付表2 (略)

様式第42号の2の2（第23条の2 関係）

(略)			
個人の県民税の課税額調書			
(略)			
(略)	県民税の <u>払込</u> 按分率	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)			
(注)	(略)		
備考	(略)		

様式第42号の2（第23条の2 関係）

(略)			
個人の県民税の課税額調書			
(略)			
(略)	県民税の <u>払込</u> 案分率	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)			
(注)	(略)		
備考	(略)		

付表1・付表2 (略)

様式第42号の2の2（第23条の2 関係）

(略)			
個人の県民税の課税額調書			
(略)			
(略)	県民税の <u>払込</u> 案分率	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)			
(注)	(略)		
備考	(略)		

付表

県民税及び市町民税に係る徴収金の引継額調
(略)

(略)	
県民税の <u>払込按分率</u> ⑩	(略)
(略)	

備考 (略)

様式第42号の4 (第23条の2 関係)

(略)	
個人の県民税及び市町民税の引継額並 びに個人の県民税の払込過不足額調書	
(略)	
(略)	
県民税の <u>払込按分率</u> ⑪	(略)
(略)	

(注) (略)

備考 (略)

付表

県民税及び市町民税に係る徴収金の引継額調
(略)

(略)	
県民税の <u>払込案分率</u> ⑩	(略)
(略)	

備考 (略)

様式第42号の4 (第23条の2 関係)

(略)	
個人の県民税及び市町民税の引継額並 びに個人の県民税の払込過不足額調書	
(略)	
(略)	
県民税の <u>払込み案分率</u> ⑪	(略)
(略)	

(注) (略)

備考 (略)

(広島県税事務取扱規則の一部改正)

第六条 広島県税事務取扱規則(昭和三十五年広島県規則第九十二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第十一号の二を次のように改める。

様式第11号の2（第7条の3関係）

年 月 日										
広島県知事様										
県税事務所長										
法人事業税・特別法人事業税の更正の請求をする旨の届出があつたことの報告書										
地方税法第72条の48の2第4項の規定により、次のとおり報告します。										
届 出 が あ つ た 年 月 日				年 月 日						
届 出 を し た 法 人		名 称								
		主たる事務所又は事業所の所在地								
		法人番号								
事業年度				年 月 日から 年 月 日まで						
事務所 又は事業所 の所在地	区 分			更正の請求前			更正の請求後			更正後の県 民税分割課 税標準額
				分割 基準	分割課税 標準額	税 額	分割 基準	分割課税 標準額	税 額	
地方税法第七十二条の二に掲げる事業 第一項第一号又は第二号	法人事業税	所得割		円	円		円	円	円	
		付加価値割								
		資本割								
		収入割								
		特別法人事業税								
	法人事業税	所得割								
		付加価値割								
		資本割								
		収入割								
		特別法人事業税								
地方税法第七十二条の二に掲げる事業 第一項第一号又は第二号	法人事業税	所得割								
		付加価値割								
		資本割								
		収入割								
		特別法人事業税								
	法人事業税	所得割								
		付加価値割								
		資本割								
		収入割								
		特別法人事業税								
分割基準に誤りを生じた事情の詳細										

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とし、県税規則別記様式第44号の6及び別記様式第44号の7と複写式に印刷する。

第七条 広島県税事務取扱規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第85号（第13条関係）

（表）

個人県民税調定収入整理簿

（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	
	（略）	（略）	（略）	（略）	
	払込按分率	（略）	（略）	（略）	
（略）					
備考（略）					
（裏）（略）					

改正前

様式第85号（第13条関係）

（表）

個人県民税調定収入整理簿

（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）	
	（略）	（略）	（略）	（略）	
	払込み案分率	（略）	（略）	（略）	
（略）					
備考（略）					
（裏）（略）					

様式第147号（第27条関係）

個人県民税及び市町民税徴収金整理簿						(略)	
(略)	(略)	(略)	個人県民 税の <u>払込</u> <u>按分率</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)		(略)	(略)	(略)	
(略)							
(注) 1 (略)							
2 徴収額を県民税及び市町民税に区分する場合においては、当該徴収金に係る税額、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金(以下「税額等」という。)にそれぞれ当該 <u>按分率</u> を乗じて県民税に係る徴収金額を算出し(円位未満は切り捨てる。)、徴収額の欄の税額等の額から、払出額の欄の県民税に係る当該徴収金額を差し引いて市町民税に係る徴収金額を算出する。							
3 (略)							
備考 (略)							

様式第147号（第27条関係）

個人県民税及び市町民税徴収金整理簿						(略)	
(略)	(略)	(略)	個人県民 税の <u>払込</u> <u>み案分率</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)		(略)	(略)	(略)	
(略)							
(注) 1 (略)							
2 徴収額を県民税及び市町民税に区分する場合においては、当該徴収金に係る税額、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金(以下「税額等」という。)にそれぞれ当該 <u>案分率</u> を乗じて県民税に係る徴収金額を算出し(円位未満は切り捨てる。)、徴収額の欄の税額等の額から、払出額の欄の県民税に係る当該徴収金額を差し引いて市町民税に係る徴収金額を算出する。							
3 (略)							
備考 (略)							

（広島県産業廃棄物埋立税条例施行規則の一部改正）

第八条 広島県産業廃棄物埋立税条例施行規則（平成十五年広島県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
様式第13号（第8条関係）		様式第13号（第8条関係）	
更正・決定通知書兼納入（納付）通知書		更正・決定通知書兼納入（納付）通知書	
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)		(略)	
(注) 1 この通知書による不足税額，加算金額のほか に法定納期限の翌日から納入(付)の日までの期 間の日数に応じ，税額(税額に1,000円未満の端 数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のと きは，その端数金額又はその全額を切り捨て る。)に年14.6パーセント(この通知書による更 正・決定の納期限までの期間又はその納期限の 翌日から1月を経過する日までの期間について は，年7.3パーセント)の割合（平成25年12月31 日までの期間については，当該期間の属する各 年の前年の11月30日を経過する時における日本 銀行法第15条第1項第1号の規定により定められ る商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合 を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満た ない場合には，その年中においては，年7.3パー セントの割合にあつては，当該商業手形の基準 割引率に年4パーセントの割合を加算した割合と します。平成26年1月1日から令和2年12月31日ま での期間については，当該期間の属する各年の 前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2 年第8号）による改正前の租税特別措置法第93条 第2項の規定により告示された割合に年1パーセ ントの割合を加算した割合（以下「特例基準割 合」という。）が年7.3パーセントの割合に満た ない場合には，その年（以下「特例基準割合適 用年」という。）中においては，年14.6パーセ ントの割合にあつては当該特例基準割合適用年 における特例基準割合に年7.3パーセントの割合	(略) (略)	(注) 1 この通知書による不足税額，加算金額のほか に法定納期限の翌日から納入(付)の日までの期 間の日数に応じ，税額(税額に1,000円未満の端 数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のと きは，その端数金額又はその全額を切り捨て る。)に年14.6パーセント(この通知書による更 正・決定の納期限までの期間又はその納期限の 翌日から1月を経過する日までの期間について は，年7.3パーセント)の割合（平成25年12月31 日までの期間については，当該期間の属する各 年の前年の11月30日を経過する時における日本 銀行法第15条第1項第1号の規定により定められ る商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合 を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満た ない場合には，その年中においては，年7.3パー セントの割合にあつては，当該商業手形の基準 割引率に年4パーセントの割合を加算した割合と します。平成26年1月1日以後の期間について は，当該期間の属する各年の前年に租税特別措 置法第93条第2項の規定により告示された割合に 年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特 例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割 合に満たない場合には，その年（以下「特例基 準割合適用年」という。）中においては，年 14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準 割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセ ントの割合を加算した割合とし，年7.3パーセン トの割合にあつては当該特例基準割合に年1パー	(略) (略)

を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。

2・3 （略）

備考 （略）

セントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。

2・3 （略）

備考 （略）

(広島県理学療法士等修学資金貸付規則の一部改正)

第九条 広島県理学療法士等修学資金規則(昭和四十九年広島県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
附則 1―3 (略) 4 当分の間、第十八条に規定する延滞金の割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合)(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十三条第二項の規定する平均貸付割合をいう。以下同じ。)が年七・二五パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年七・二五パーセントの割合を加算した割合とする。	附則 1―3 (略) 4 当分の間、第十八条に規定する延滞金の割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年七・二五パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年七・二五パーセントの割合を加算した割合とする。

(広島県獣医師修学資金貸付規則の一部改正)

第十条 広島県獣医師修学資金貸付規則(平成五年広島県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
附則 1・2 (略) 3 当分の間、第二十条に規定する延滞金の割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合)(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十三条第二項の規定する平均貸付割合をいう。以下同じ。)が年七・二五パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年七・二五パーセントの割合を加算した割合とする。	附則 1・2 (略) 3 当分の間、第二十条に規定する延滞金の割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年七・二五パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年七・二五パーセントの割合を加算した割合とする。

(広島県看護師等修学資金貸付規則の一部改正)

第十一条 広島県看護師等修学資金貸付規則(昭和三十七年広島県規則第八十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
附則	1 (略)	1 (略)	附則
	2 当分の間、第十八条に規定する延滞金の割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合)(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十三条第二項に規定する平均貸付割合をいう。以下同じ。)が年七・二五パーセントの割合に満たない場合には、その年中における延滞金特例基準割合に年七・二五パーセントの割合を加算した割合とする。		
3 (略)	3 (略)	3 (略)	

(広島県医師育成奨学金貸付規則の一部改正)

第十二条 広島県医師育成奨学金貸付規則(昭和四十九年広島県規則第一百一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
附則	1 1―3 (略)	1 1―3 (略)	附則
	4 当分の間、第十七条に規定する延滞金の割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合)(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十三条第二項に規定する平均貸付割合をいう。以下同じ。)が年七・二五パーセントの割合に満たない場合には、その年中における延滞金特例基準割合に年七・二五パーセントの割合を加算した割合とする。		
5 (略)	5 (略)	5 (略)	

(広島県助産師修学資金貸付規則の一部改正)

第十三条 広島県助産師修学資金貸付規則(平成二十一年広島県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
附則	1 (略)	附則	1 (略)
	2 当分の間、第十九条に規定する延滞金の割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合)(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十三条第二項に規定する平均貸付割合をいう。以下同じ。)が年七・二五パーセントの割合に満たない場合には、その年中における延滞金特例基準割合に年七・二五パーセントの割合を加算した割合とする。		2 当分の間、第十九条に規定する延滞金の割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年七・二五パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年七・二五パーセントの割合を加算した割合とする。
3 (略)		3 (略)	

(広島県未来チャレンジ資金貸付規則の一部改正)

第十四条 広島県未来チャレンジ資金貸付規則(平成二十四年広島県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
附則	1・2 (略)	附則	1・2 (略)
	3 当分の間、第十九条に規定する延滞金の割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合)(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十三条第二項に規定する平均貸付割合をいう。以下同じ。)が年七・二五パーセントの割合に満たない場合には、その年中における延滞金特例基準割合に年七・二五パーセントの割合を加算した割合とする。		3 当分の間、第十九条に規定する延滞金の割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年七・二五パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年七・二五パーセントの割合を加算した割合とする。
4 (略)		4 (略)	

(広島県調理師等研修資金貸付規則の一部改正)

第十五条 広島県調理師等研修資金貸付規則（平成二十六年広島県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
附則 1 (略) 2 当分の間、第十八条に規定する延滞金の割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合）（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項に規定する平均貸付割合をいう。）に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年七・二五パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年七・二五パーセントの割合を加算した割合とする。 3 (略)	附則 1 (略) 2 当分の間、第十八条に規定する延滞金の割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年七・二五パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年七・二五パーセントの割合を加算した割合とする。 3 (略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条から第三条まで、第五条、第七條から第十五条まで及び次項の規定は、令和三年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の広島県契約規則附則第四項、第二条の規定による改正後の広島県公舎管理規則附則第四項、第三条の規定による改正後の広島県公有財産管理規則附則第七項、第九条の規定による改正後の広島県理学療法士等修学資金貸付規則附則第四項、第十条の規定による改正後の広島県獣医師修学資金貸付規則附則第三項、第十条の規定による改正後の広島県看護師等修学資金貸付規則附則第二項、第十二条の規定による改正後の広島県医師育成奨学金貸付規則附則第四項、第十三条の規定による改正後の広島県助産師修学資金貸付規則附則第二項、第十四条の規定による改正後の広島県未来チャレンジ資金貸付規則附則第三項及び第十五条の規定による改正後の広島県調理師等研修資金貸付規則附則第二項の規定は、令和三年一月一日以後の期間に対応する損害賠償金、利息、延滞料又は延滞金については、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の広島県税規則、広島県税事務取扱規則及び広島県産業廃棄物埋立税条例施行規則の様式により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に

係るものは、この規則による改正後の広島県税規則、広島県税事務取扱規則及び広島県産業廃棄物埋立税条例施行規則の様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。